

地方分権の流れを踏まえた 土地利用基本計画制度のあり方について

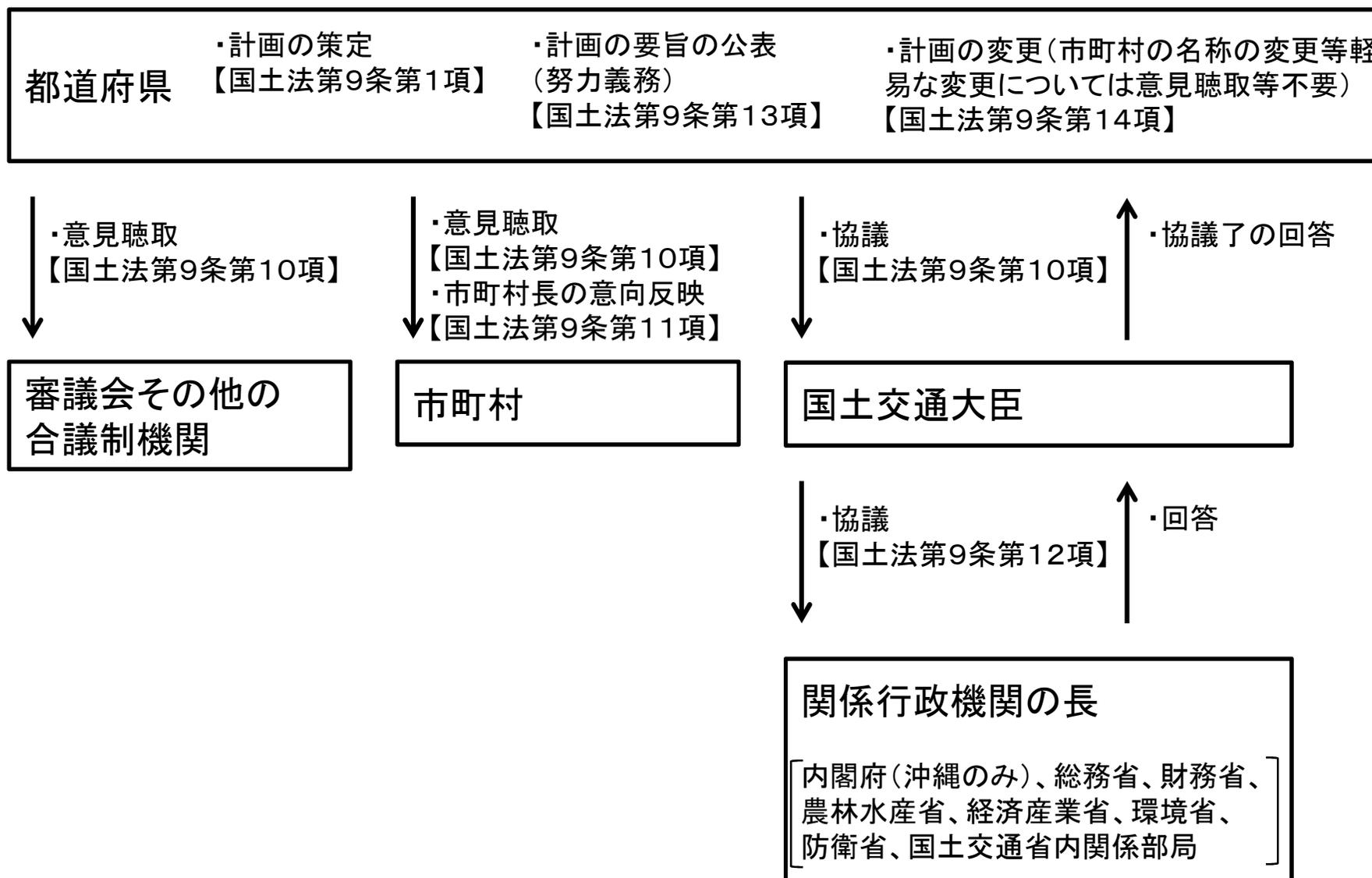
国土交通省 国土政策局
総合計画課 国土管理企画室
平成28年 6月

目次

1. 土地利用基本計画制度に関する地方分権の流れ及び
都道府県における土地利用の総合調整の現状について
2. 国への協議の意義について
3. その他運用改善について
4. その他論点について(土地利用等に関する広域的な取組の例)

1. 土地利用基本計画制度に関する 地方分権の流れ及び 都道府県における土地利用の総合調整の 現状について

土地利用基本計画の策定・変更に関する手続



昭和49年	<ul style="list-style-type: none"> 総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする国土利用計画法が制定され、適正かつ合理的な土地利用の方向を示すとともに、土地取引規制の基準等となる「土地利用基本計画」制度設置 当該計画は、土地利用の規制に関する上位計画であること等から、その策定・変更にあたっては、「内閣総理大臣の承認」を要すると規定
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権一括法の施行により、土地利用基本計画の策定事務が都道府県の自治事務とされたことに伴い、「承認」が内閣総理大臣の「同意を要する協議」に変更(平成13年の省庁再編に伴い、内閣総理大臣から国土交通大臣に変更)。
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革推進委員会第三次勧告で、当該「同意付協議」につき「意見聴取を許容」と整理
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権一括法で上記同意が廃止され、同意を要しない協議に改正(国土利用計画法第10条の規定により、すべての土地利用の規制に関する措置は、土地利用基本計画に即して行わなければならないとされていること(計画の上位計画性の担保)等を考慮し、協議は必要との判断)
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用基本計画及び国土利用計画の策定・変更実務を簡素化・円滑化するための運用指針を発出 協議の円滑化を図るため、年度ごとの国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更にあたっての有益な情報の提供を開始(都道府県土地利用基本計画担当者宛)
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 地方からの提案において、①当該協議を事後報告とすべき、②計画書については協議を存置すべきだが、計画図については事後報告とすべき、③意見聴取とすべき、の3つの提案

- 2015年9月に実施した都道府県土地利用基本計画担当者へのアンケートにおいては、国土利用計画・土地利用基本計画につき、指針として有効との意見の一方、運用面で形骸化しているとの意見もあった。
- 土地利用基本計画策定の際の事前協議については、「引き続き存置」との意見が過半数で、手続としての必要性に一定の理解があったが、特に計画図については、個別法で国との協議があることもあり、「事後報告にすべき」との意見が多かった。
- 都道府県審議会については、大所高所の議論の場として有用との意見が多かった。また、一定の類型に属する事項につき会長専決や書面審理の導入等の工夫をしているとの回答があった。

1. 土地利用をめぐる課題

- 市街地における空き家、低・未利用地の増加や耕作放棄地の増加等農地・林地の管理水準低下等が課題であるとの意見が多かった

2. 土地利用総合調整の仕組

- 県庁内で土地利用調整対策会議を設置しているとの意見が多かった
- 一方、仕組はあっても活用されていない事例も

3. 国土利用計画(都道府県計画)の効果

- 県土利用に関する行政上の指針となり、一定の効果があるとの意見が多かった
- 一方、計画に実効性が伴っていないことが課題であるとの指摘もあった

4. 土地利用基本計画について

- 上位計画として土地利用調整の指針として有効、計画と異なる土地取引に対し勧告等を行うことで直接的な歯止めになる等の意見があった
- 一方、運用上、計画書は国土利用計画の要約となっているなどの意見もあった

5. 土地利用基本計画策定・変更時の国への協議(※)

- 「引き続き協議の対象とすべき」
→法令や国の方針との整合性確保のため 等
- 「事後報告とすべき」
→(計画図については)別途個別法の協議において、国の関係機関との協議が求められるものもあるため 等

6. 都道府県審議会の運営について

- 様々な観点から大所高所の議論をする場として有用との意見が多かった
- また、計画図の変更につき、一定の類型に属する事項は会長専決とする、修正意見の再審議は書面で行う等の運用上の工夫を行っているとの回答があった

(※)アンケートの設問において、協議の意義として、協議の趣旨(個別規制法との一体性確保、広域的・全国的な観点からの調整)を説明した上で必要性を質問。

(注)当該アンケートは、2015年9月に各都道府県土地利用基本計画担当者宛に送付。10月8日までに提出された37の回答を整理。掲載意見は代表的なものを例示。また、アンケート発出時の事務連絡にて、必要に応じて地方分権担当部局との調整をするよう依頼。

- 国土利用計画法第9条第10項・第14項に規定する、都道府県が土地利用基本計画を定める場合及び変更する場合の国土交通大臣への協議につき、平成27年10月に、都道府県の土地利用基本計画担当及び地方分権担当へのアンケートを実施。
- 土地利用基本計画の策定・変更には、他の法定計画との整合性を図る必要がある等の理由から、「引き続き協議」を選択したのは、計画書で26%、計画図で17%。一方、「事前の意見聴取」も合わせ、事前の国との手続が必要との回答は、計画書で63%、計画図で32%。

選択肢	計画書	計画図
引き続き協議	26%	17%
(事前の)意見聴取	37%	15%
事後報告(※)	30%	59%
その他	7%	9%

※ 土地利用基本計画の変更には、多くの法令等との整合性確保が必要であり、事前の調整を十分に行った上で事後報告とすべき、という意見も含まれる。

11月10日を〆切とし、11月20日までに提出された回答46件につき集計。

○ 主な意見

《計画書について》

- 土地利用基本計画は、国が策定する国土利用計画(全国計画)を基本に策定することとされていること、関係機関との間で情報共有と総合調整を図ることができることから、引き続き協議は必要。
- 地方の自主性・主体性を尊重し、協議事項ではなく事後報告とすべき

《計画図について》

- 一律に事前協議とするのではなく、個別法上の手続の内容によっては、一部事後報告を認める等の弾力的な運用をお願いしたい。

《その他》

- 国交省から関係省庁への協議をまとめて行うことにより、都道府県にとっては、個別の省庁と個別に協議を行う場合と比べ、事務負担が大幅に軽減されている(ワンストップ機能を評価)。

- 内閣府の平成27年地方分権に係る提案募集において、土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議に関係して提出された意見は以下のとおり。

《関西広域連合》

- 土地利用基本計画の策定には一定の意義(総合調整(重複地域の調整、指導の方向)、規制「白地」のコントロール)
- 一方、土地利用基本計画は、上位計画とされているものの、個別規制法に沿って変更。個別規制法に基づく国との協議は別途行われているため、それに沿った形で策定・変更される土地利用基本計画を、改めて協議する意義はない
- 事前協議において指摘される事項は近年なく、国土審議会の審議で足りる

《栃木県》

- 計画書の変更については協議の必要性を理解するが、計画図の変更については、各個別規制法において、協議不要若しくは事前に国の関係機関との調整が完了しているため、事後報告とすべき

《広島県》

- 事務処理の迅速化のため、事前の意見聴取のみとすべき(市町村との調整は、意見聴取で対応)
- 現行の国土交通大臣との本協議には、最低2週間、実態的には約1ヶ月程度を要しており、準備期間等も含めると、作業開始から計画の告示まで7ヶ月を要しているが、「意見聴取」とすることで、5ヶ月に短縮が可能と見込む

【参考】平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)(抜粋)

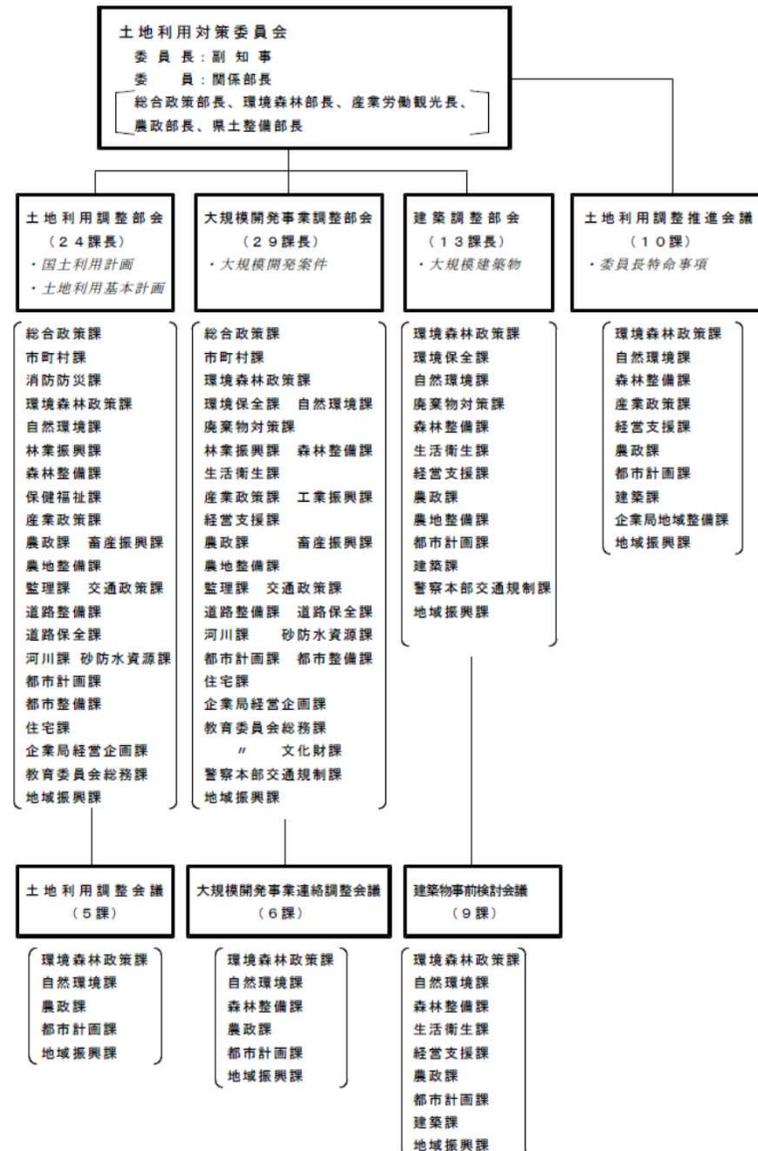
(16)国土利用計画法(昭49 法92)

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

都道府県の土地利用の総合調整の現状

栃木県土地利用対策委員会組織図

(平成27年度)



- 土地利用基本計画の調整のための常設の会議を設置している都道府県・・・33
要綱に基づき設置されていることが多く、大規模開発の審査等も担当している例も多い。

- 要綱等により、一定規模以上の開発については、都道府県への事前届出を求め、知事との協議を位置づける都道府県も多い。

例： 栃木県土地利用に関する事前指導要綱

対象	5ha以上の土地について開発事業を行おうとする場合 等
手続窓口	計画予定地の市町村の担当課
審査内容	各種の土地利用に関する規制法令等の基準等に照らし、開発事業計画に係る指導事項を作成し、事業者あて通知する。事業者は、指導事項について関係課と調整を図り、調整が終了した案件は、土地利用対策委員会に付議。
処理期間	概ね6ヶ月(市町村が意見を付して県に進達してから要する期間)

出典：平成28年2月に国土交通省国土政策局において各都道府県土地利用基本計画担当部局宛実施した調査、栃木県提出資料及び栃木県ホームページを基に作成

(参考)都道府県の土地利用の総合調整の現状

(土地利用の総合調整に関する条例の例①)

自治体名	条例名	制定年	概要	市町村との関係
北海道	自然環境等保全条例	1973	スキー場の建設や資材置場又は工場用地の造成等特定の開発行為につき、知事の許可制	同等以上の内容を有する条例を制定している市町村の区域で行われる特定の開発行為については、適用除外 等
群馬県	大規模土地開発事業の規制等に関する条例	1973	5ha以上の一団の土地の開発事業を行う者は、開発事業に係わる土地売買等の契約を締結する前等に知事との協議を義務付 規制白地区域の開発に対する許可制度(承認)及び監督処分	開発事業が予定される市町村は、事業者の開発事業構想書を検討し、開発事業の受け入れの可否について検討(指導要綱により、条例手続の前に行う)
神奈川県	神奈川県土地利用調整条例	1996	市街化調整区域など、市街化を抑制すべき地域における1ha以上(一部、3000m ² 以上)の開発行為については知事との事前協議が必要	知事による開発行為審査の際の関係市町村長からの意見聴取 横須賀市の区域における開発は適用除外となり市の条例が適用 等
兵庫県	兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例	1994	条例施行地域における1000m ² 以上(一部の区域は500m ² 以上)の開発行為については知事との協議、届出等の手続が必要	市町による地区整備計画の作成 緑豊かな環境形成地域の指定、環境形成区域の案の作成の際の知事による関係市町村長との協議 等
岡山県	岡山県県土保全条例	1973	1ha以上の開発行為については知事の許可が必要 10ha以上の開発行為については知事との事前協議が必要	10ヘクタール以上の開発行為については、事前協議終了後、知事の要請により、市町村と事業主との間で開発協定を締結 岡山市の全域と倉敷市の10ヘクタール未満の開発は適用除外となり各市の条例が適用 等

(参考)都道府県の土地利用の総合調整の現状

(土地利用の総合調整に関する条例の例②)

自治体名	条例名	制定年	概要	市町村との関係
香川県	みどり豊かでうるおいのある県土条例	2002	一定規模(森林は0.1ha、その他は1.0ha)以上の開発を行う場合は、知事との事前協議が必要となり、開発跡地についても緑化が必要な場合は、緑化についての協定を結ぶ必要	県は、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村との連携を図る。
高知県	高知県土地基本条例	2001	10ha以上(ゴルフ場建設に係るものは5ha以上)の開発行為については、開発計画書の事前提出による知事との事前協議、及び関係者への開発計画の内容説明が必要 知事は不適切な開発計画に対して中止、変更を命じることが可能	開発計画が提出された際の知事による関係市町村長からの意見聴取及び当該意見の尊重 開発計画の内容の説明が義務付けられる関係者の範囲について、事業者は関係市町村長との協議により決定 等
沖縄県	沖縄県県土保全条例	1973	3千m ² 以上の一団の土地に係る開発行為は知事の許可制(都市計画法等個別法において知事の関与がある開発行為等を除く)	知事は、開発行為の許可を受けようとする事業主に対し、関係市町村の長との間に、開発協定を締結することを要請することができる

2. 国への協議の意義について

都道府県内における土地利用基本計画案に関する 分野横断的調整

国土利用計画法第10条

土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、…土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

土地利用基本計画の上位計画性を規定

関係行政機関との協議

○関係行政機関が、協議の際に確認する主なポイント

- 5地域の指定について
- その他国等が策定する法定計画や国の施策との整合・調整について
 - 国が整備計画を立て、事業又は管理等を行うもの
(例)港湾、道路、河川、公園、空港
 - 国固有の立場で関心を有するもの
(例)防衛施設周辺や国有財産(普通財産)所在地におけるゾーニング変更
複数都道府県以上に影響するゾーニング変更に係る広域調整
 - その他個別土地利用規制法との整合
(例)種の保存法
鳥獣保護管理法
鉱業法
- 広域的な観点からの調整

個別法における協議等①

国土法上の区域名称等	関係法令	関係法令上の区域名称等	指定者又は策定者	市町村等との関係	国の機関との関係
土地利用基本計画	国土利用計画法(国土法)	—	都道府県【第9条第1項】	市町村長及び審議会からの意見聴取【第9条第10項】 市町村長の意向が反映されるよう必要な措置【第9条第11項】	国土交通大臣への協議【第9条第10項】 国土交通大臣による関係行政機関の長への協議【第9条第12項】 ※以下の関係行政機関へ協議 ・内閣府※沖縄県の場合 ・総務省 ・財務省 ・農林水産省 ・経済産業省 ・環境省 ・防衛省
都市地域	都市計画法	都市計画区域【第4条第2項】	都道府県【第5条第1項、同条第2項】 (※二以上の都府県の区域にわたる場合は国土交通大臣【第5条第4項】)	関係市町村及び都道府県都市計画審議会からの意見聴取等【第5条第3項等】	国土交通大臣への同意を要する協議(都道府県による指定の場合)【第5条第3項】

個別法における協議等②

国土法上の 区域名称	関係法令	関係法令上の 区域名称等	指定者	市町村等との 関係	国の機関との関係
農業地域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	都道府県知事【第6条第1項】	関係市町村への協議【第6条第4項】	農林水産大臣への報告【第6条第6項】 ※なお、農業振興地域整備基本方針(都道府県知事が策定)に定められる「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」について、農林水産大臣への同意を要する協議【第4条第5項】及び農林水産大臣による国の関係行政機関の長への協議【第4条第6項】が必要
森林地域	森林法	国有林の区域【第2条第3項】	—	—	— ※保安林【第25条第1項】 ・指定者:農林水産大臣 ・一部については、海岸管理者及び環境大臣への協議 ・林政審議会への諮問 ・利害関係を有する地方公共団体及び直接の利害関係者からの意見聴取
		民有林のうち地域森林計画の対象となる森林の区域【第5条第2項第1号】	都道府県知事【第5条第1項】	関係市町村長及び都道府県森林審議会からの意見聴取【第6条第3項】	農林水産大臣への協議【第6条第5項】 ※保安林【第25条第1項、第25条の2第1項】 ・指定者:農林水産大臣又は都道府県知事 ・農林水産大臣指定の場合は上記国有林の手続と同様 ・都道府県知事指定の場合 (1)都道府県森林審議会への諮問 (2)利害関係を有する地方公共団体及び直接の利害関係者からの意見聴取 ・都道府県知事指定の保安林の一部の解除については、農林水産大臣への同意協議等

個別法における協議等③

国土法上の 区域名称	関係法令	関係法令上の 区域名称等	指定者	市町村等との 関係	国の機関との関係
自然公園地域	自然公園法	国立公園【第2条 第2号】	環境大臣【第 5条第1項】	関係都道府県 からの意見聴取 【第5条第1項】 関係行政機関 の長への協議 【第67条第1 項】	中央環境審議会(環境基本法第41条 に基づき環境省に設置)からの意見聴 取【第5条第1項】 関係行政機関の長への協議【第67条 第1項】 ※以下の関係行政機関へ協議【環境省局長 通知】 ・内閣府※沖縄県の場合 ・財務省※国有地に係る場合 ・文部科学省※史跡名勝天然記念物等に係 る場合 ・農林水産省 ・経済産業省 ・国土交通省 ・防衛省※特別保護地区、海域公園地区、 利用調整地区に係る場合
		国定公園【第2条 第3号】	環境大臣【第 5条第2項】	関係都道府県 の申出により指 定【第5条第2 項】 関係行政機関 の長への協議 【第67条第1 項】	中央環境審議会からの意見聴取【第5 条第2項】 関係行政機関の長への協議【第67条 第1項】 ※関係行政機関については国立公園の例を 参照【環境省局長通知】

個別法における協議等④

国土法上の 区域名称	関係法令	関係法令上の 区域名称等	指定者	市町村等との 関係	国の機関との関係
		都道府県立自然公園【第2条第4号】	都道府県【第72条】※条例により指定することができる	関係市町村からの意見聴取【通知】	<p>関係地方行政機関の長への協議(特別地域及び利用調整地区の指定をする場合)【第79条第1項】</p> <p>※以下の関係地方行政機関へ協議【環境省局長通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄総合事務局※沖縄県の場合 ・財務局※国有地に係る場合 ・都道府県教育委員会※史跡名勝天然記念物等に係る場合 ・地方農政局 ・森林管理局※国有林に係る場合 ・経済産業局 ・地方整備局※北海道の場合を除く ・北海道開発局※北海道の場合 ・地方運輸局 ・管区海上保安本部※海面に接する公園の場合 ・防衛局※利用調整地区に係る場合

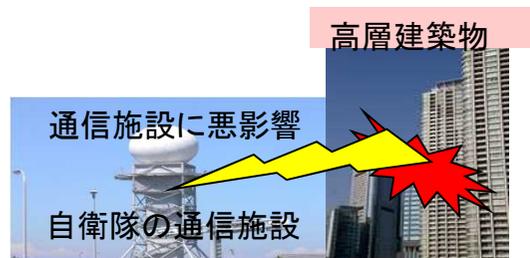
個別法における協議等⑤

国土法上の 区域名称	関係法令	関係法令上の 区域名称等	指定者	市町村等との 関係	国の機関との関係
自然保全地域	自然環境保 全法	原生自然環境保 全地域【第14条 第1項】	環境大臣【第 14条第1項】	関係都道府県 知事からの意見 聴取【第14条 第2項】 土地所有者(地 方公共団体)の 同意【第14条 第3項】 関係行政機関 の長への協議 【第43条第1 項】	中央環境審議会からの意見聴取【第1 4条第2項】 土地所有者(国)の同意【第14条第3 項】 関係行政機関の長への協議【第43条 第1項】 ※以下の関係地方行政機関等へ協議【環 境省課長通知】 ・沖縄総合事務局※沖縄県の場合 ・財務局※国有地に係る場合 ・都道府県教育委員会 ・地方農政局 ・森林管理局※国有林に係る場合 ・経済産業局 ・地方整備局 ・北海道開発局※北海道の場合 ・地方運輸局 ・防衛省※乗入れ規制地区に係る場合
		自然環境保全地 域【第22条第1 項】	環境大臣【第 22条第1項】	関係地方公共 団体の長からの 意見聴取【第2 2条第3項】 関係行政機関 の長への協議 【第43条第1 項】	中央環境審議会からの意見聴取【第2 2条第3項】 関係行政機関の長への協議【第43条 第1項】 ※関係地方行政機関等の例については原 生自然環境保全地域を参照
		都道府県自然環 境保全地域【第4 5条第1項】	都道府県【第 45条第1項】 ※条例により 指定すること ができる		環境大臣は必要な報告を求めること ができる【第49条第1項】 環境大臣は必要な助言又は勧告をす ることができる【第49条第2項】

土地利用基本計画の総合調整機能(例)

- 自衛隊の基地に近接した区域につき、都市地域と農業地域の重複区域から都市地域単独の区域への土地利用基本計画の変更(新たな用途地域の設定に伴うもの)

防衛省より、高層建築物の建築等によって当該基地に配置することが予定されている通信施設の通信機能に悪影響を及ぼすことがないよう意見提出

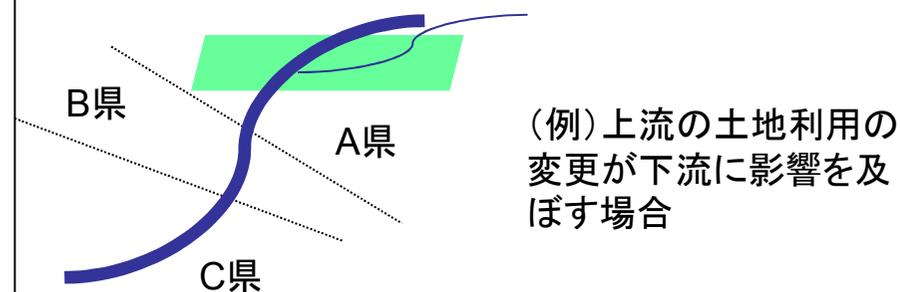


- 工場立地を見込んだ大規模な都市計画区域の指定に伴い、都市地域を拡大するための土地利用基本計画の変更

環境省より、当該地域周辺にはオオタカ等の希少生物の生息が確認されており、事業の実施に当たっては十分配慮するよう意見提出



- 都道府県の区域を越えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係都道府県で必ずしも利害が一致しない場合等についても、広域的観点(例: 公害・災害防止、治山・治水等)からの調整が可能



【調整のポイント】

- 個別法上は、他省庁への協議案件とされていない地域区分の変更について、総合的な観点から土地利用調整が図られる。
- 指定地域の妥当性について、複数の政策目的にまたがる総合的・広域的な観点から調整可能。
- 都道府県の発意により策定された土地利用基本計画の変更案が、国の政策に影響する場合、協議を経ることにより、適正な土地利用を実現。

- 平成28年5月に、土地利用基本計画変更の際の国への協議の際に確認するポイントを、事務連絡にて周知。

第9条第10項・第12項協議において確認する主なポイント(抜粋)

1. 国等が策定する法定計画等との整合について

国土利用計画(全国計画、都道府県計画)と基本的方向において相違していないか(国土利用計画を基本としているか)、国による港湾、道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国として重要な農林地の保全、産業活動の効率化等の観点から、各所管部署が確認しています。

2. 個別5地域との整合について

1.に関連して、5地域所管部署は5地域の地域区分指定の考え方との整合につき確認しています。

3. 防衛施設周辺の土地利用について

防衛施設を含む地域又はその周辺地域の地域区分を変更する場合は、安全保障上の観点から、支障がないかを確認しています。

4. 国有財産周辺の土地利用について

国有財産のうち普通財産を含む地域の地域区分の変更については、当該国有財産の保全及び有効活用等の観点から支障がないかを確認しています。

5. 自然環境保全に関する事項について

環境省レッドデータブックに掲載されている希少種の生息地、特定植物群落、鳥獣保護区等を含む地域又はその周辺地域の地域区分の変更(特に新たに都市地域として編入する場合等)については、これらの施策目的に支障がないかを確認しています。

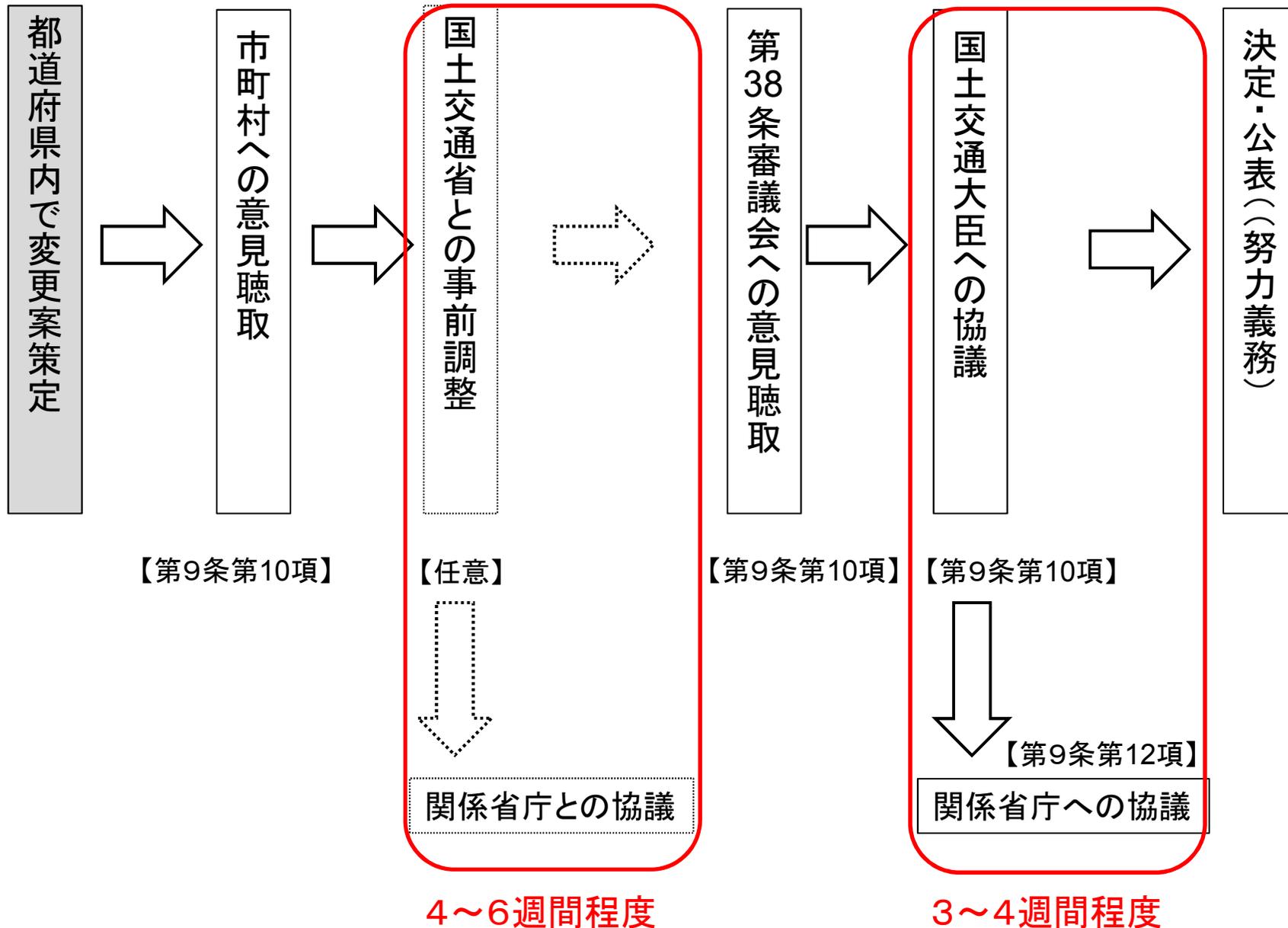
また、具体的な開発事業に伴う地域変更案件については、当該事業の規模・内容によっては環境アセスメントの実施状況等についても確認する場合があります。

留意すべき自然資源の分布状況等については、生物多様性センターの自然環境保全基礎調査のページを参照して下さい。(URL:<http://www.biodic.go.jp/>)

6. 鉱業法に関する事項について

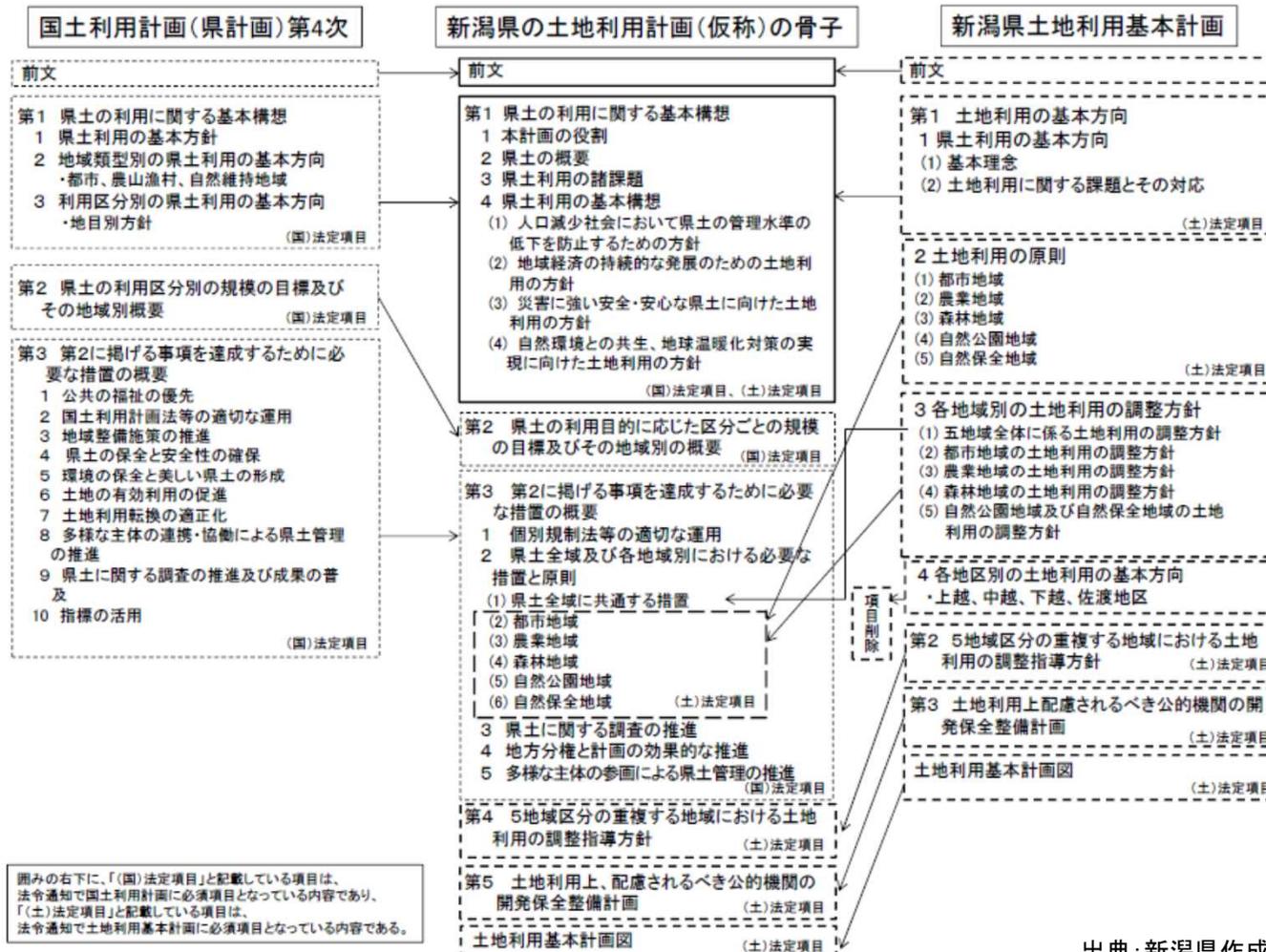
鉱業法に基づく鉱区や鉱業権が設定されている地域に係る区域変更については、鉱業権の行使等に支障がない20か確認しています。

土地利用基本計画変更に係る主な手続(例)



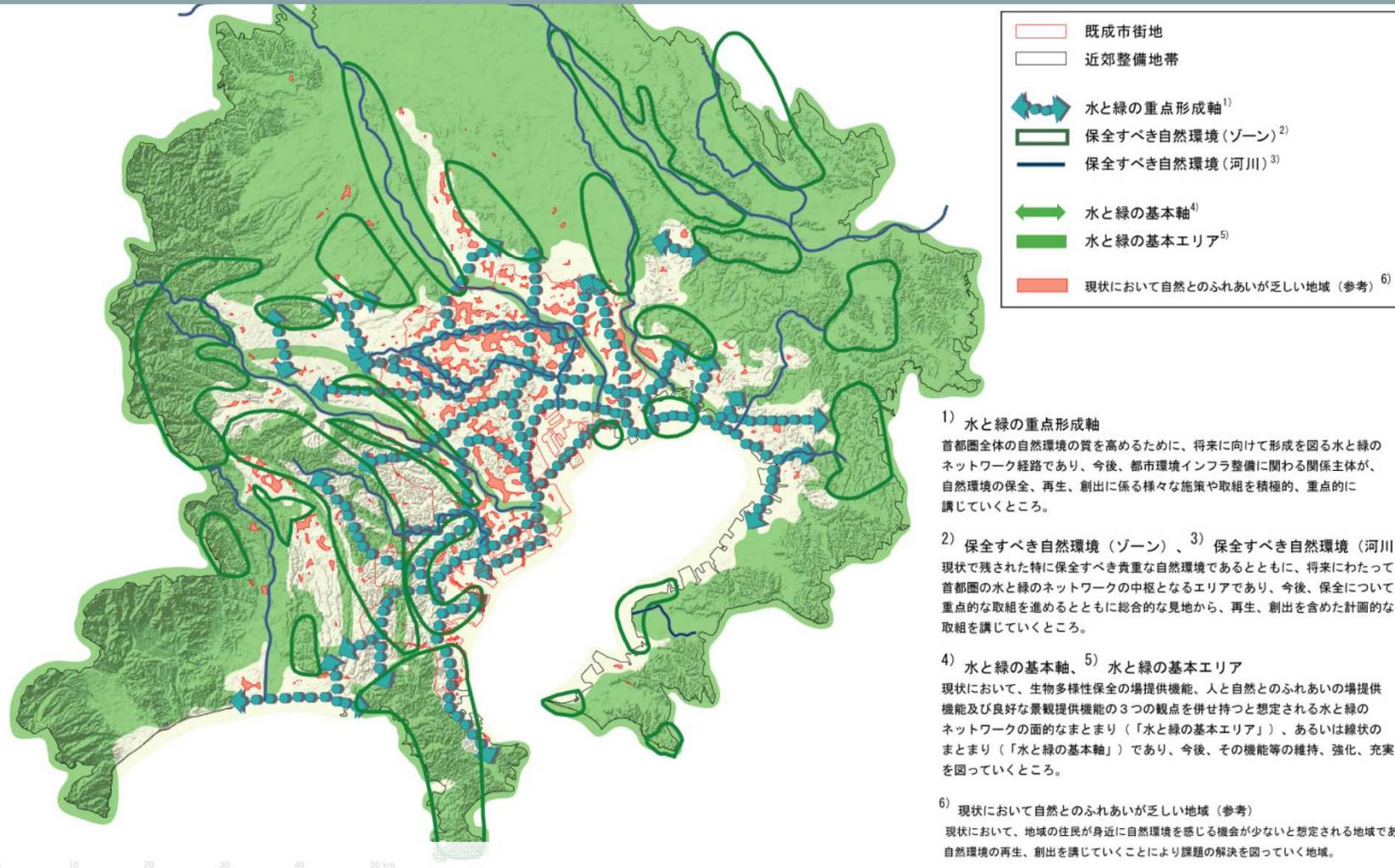
3. その他運用改善について

国土利用計画(都道府県計画)は、都道府県土の利用の基本方向を示すもの、土地利用基本計画は土地利用の調整方針を示すものとされているが、近年では両者の内容が重複する例も多く、国土利用計画(都道府県計画)と土地利用基本計画の計画書部分につき、統合を検討する動きも。



4. その他論点について(土地利用等に関する広域的な取組の例)

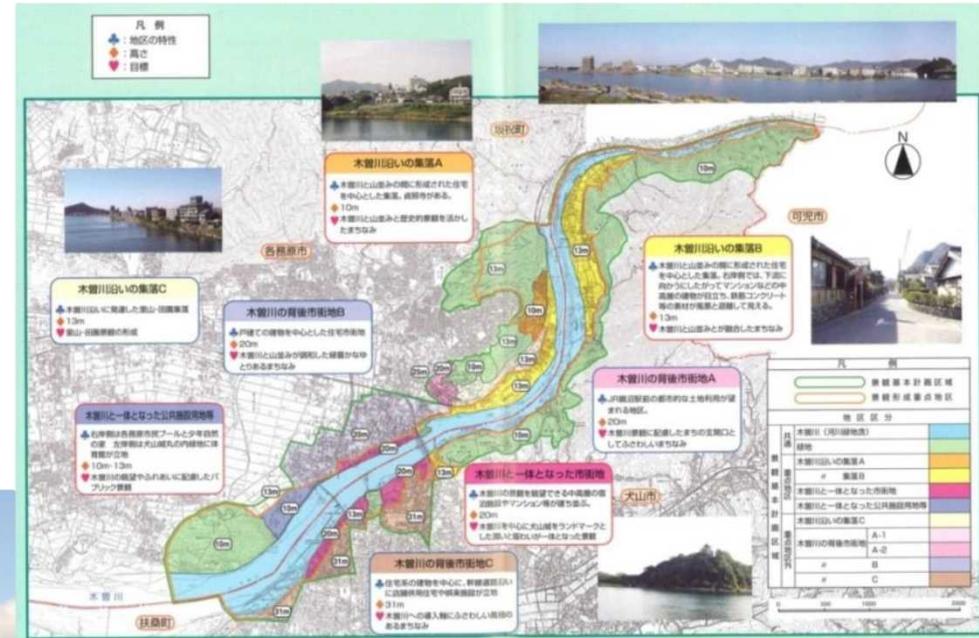
- 都市再生プロジェクトの一環として、首都圏の自然環境の在り方について、広域的かつ総合的な視点で取り組む必要性から、関係省庁及び都県市から成る協議会を設置し、平成16年に「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を取りまとめ。
- 首都圏の自然環境に関して14の基本目標を設定。将来像の実現に向けて取り組むべき施策及び関係する多様な主体間の連携や役割分担を行動方針として提示。



広域的景観形成について

- 優れた景観のなかには、複数の地方公共団体の行政区域間にわたる広域的景観も存在。
- こうした広域的景観保全のため、都道府県域を越えて連携する事例もある。

- 愛知県犬山市と岐阜県各務原市の市長等が中心となって、木曽川景観の保全・創造を図り、美しい木曽川景観を後生に継承することを目的として、木曽川景観協議会を設立し、平成18年3月に木曽川景観基本計画を策定。
- 当該基本計画の内容を、各市の景観計画に反映。



地域のシンボルである犬山城

愛知県犬山市

岐阜県各務原市

木曽川

土地利用に関するマスタープラン機能

- 都道府県における土地利用に関する基本的な方向づけを行う計画

【例:A県の土地利用基本計画書目次(抜粋)】

第1 土地利用の基本方向

1. 県土利用の基本方向

(1) 基本理念

(2) 土地利用に関する課題とその対応

2. 土地利用の原則

3. 各地域別の土地利用の調整方針

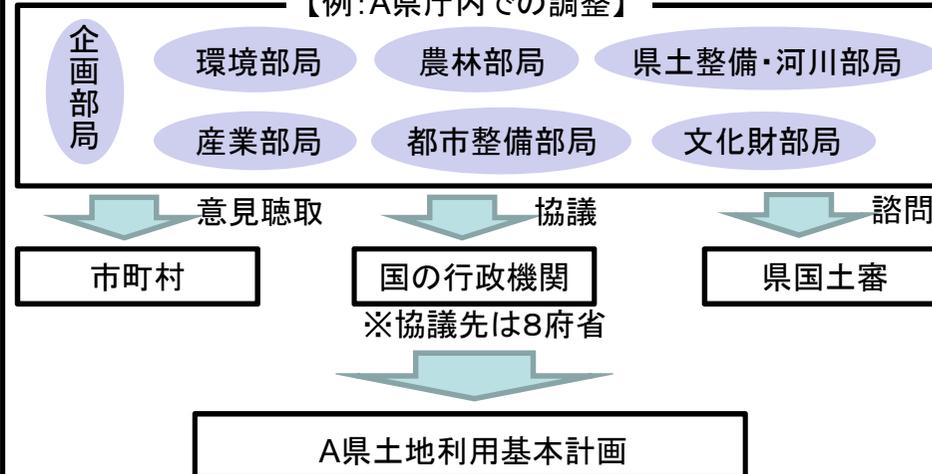
4. 各地区別の土地利用の基本方向

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針

総合調整機能

- 都道府県行政内部における個別規制法の諸計画に対する総合調整(広域的調整、分野横断的調整)

【例:A県庁内での調整】



情報プラットフォーム機能(計画図)

- 都道府県を5地域に区分し、一枚の図に表示(総覧性)

※全国の計画図はインターネット上に公開されており、誰でもアクセス可能。



<http://lucky.tochi.mlit.go.jp/Newlucky/default.aspx>

土地利用の規制に関する措置等

- 土地取引に対して直接的、開発行為に関して個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割